税の滞納を解消し、財源の確保を

―――― 藤嶋　利明　議員

指導の強化と厳しい措置も検討

―――― 深渡　村長

毎年各地区に出向いて行われる税の申告の様子

問　国からの交付金、補助金の大幅な削減により、本村にとって自主財源確保は急務である。

このような状況の中、税の滞納、未納は許されるべきではないと考える。村民への情報開示の意味も込めて税別の滞納額、累積滞納額、過去の不能欠損処分額、使用料、利用料、納付金などの未納額はどの程度あるのか。

また、なぜ多額の滞納が累積してきたのか、その原因が納税者の負担能力を超える課税になってはいなかったのか。

次に国保税の滞納者については短期保険証、資格証明書の発行、強制取立てなどが考えられるが、これまで、どのような対応をし、今後はどのような対策をとっていく考えか。

さらに、国保税の滞納が原因で納税者の負担に影響があるのか。あるとすればその影響額はどれくらいか。

村長　滞納額の状況は固定資産税で220件、797万5千円、国保税で313件、427万5千円である。

過去の不能欠損額は2件、76万1千円、使用料などの未納額は現時点ではない。

滞納の要因としては、景気の低迷、漁業の不振など納税環境の悪化が考えられる。納税者の課税について、固定資産税では地方税法に定める標準税率でお願いしている。

国保税は医療給付費などの一部を負担していただいているが、およそ4割程度で適切な域を超えるものではないと判断している。

国保税の滞納対策としては短期保険証の交付と納税相談による納税指導を強化し、悪質滞納者については、資格証明書の交付や滞納処分など徹底した厳しい措置を講ずることも検討していきたい。

滞納額と税負担の関係については、滞納が原因で直接的に納税者に不利益を与えるものではなく、資金不足は積み立て基金などで補っているものである。しかし、中期的に見れば多額の滞納がなければ国保税の税率引き下げも可能であったと思われる。

問　税金の滞納による不公平感をどのように考えているか。

村長　税金の滞納にはさまざまな理由があるものと思っている。生活の困窮により税金を納めれない納税者も増えているように推測される。実態を調査して、できる限り不公平感がないようにしていきたい。

問　自主財源確保の観点から村内の学校に勤務する教職員の理解を求め、住民税を普代村に納めてもらえる手だてはないのか。

村長　先生方にはできる限り村内に住んでほしいと望んでいる。しかし、それぞれの事情で村外からの通勤が多い実態である。現在、教職員48人中11人の先生方が教員住宅などに住んでいただき、村民税300万円、県民税200万円ほどを納税していただいている。

今後については、教育委員会とも相談し、多くの先生方に村に住んでいただくよう要請していきたい。

荷捌（にさばき）施設整備計画の今後の見通しは？

―――― 小中居敏光　議員

漁協の最終判断を待って支援する

―――― 深渡　村長

秋サケ漁で賑わう太田名部漁港。新港の建設に伴い、新しい荷捌き施設の建設が望まれています

問　太田名部新港の荷捌施設整備計画の経過と今後の方向性について伺う。

村長　荷捌施設の整備については、平成18年8月に久慈地方振興局水産部、地元漁協、村の3者で意見交換をしてきた。その中で、新魚市場建設は平成18年度に国の補助事業採択基準が緩和され、強い水産業づくり交付金で事業要望が可能となった旨、県から報告を受けている。

また、採択の優先順位はポイント式になり費用対効果のほか、水産政策項目ごとの点数の高い順に交付金が配分される。

漁協では、諸条件が整えばハセップ対応の市場を建設したい意向を示しているが、建設の条件として、既存市場の補助金返還が生じないこと、事業費は最大3億円で既存市場以上の規模を確保できることなどを条件としている。

これに対して県は既存市場を今後は若布・昆布加工用として全面的活用が可能で、根拠を示せば補助金返還はないこと、市場の面積については既存市場面積より大きくなると費用対効果が精査されるので必要最小限の規模にされたいことなどの指導を受けている。

村は事業主体である漁協の最終判断を待って市場整備に支援していきたい。

なお、新港の静穏度（せいおんど）の確保については、平成20年度より沖防波堤に再着手するので整備に不可欠な静穏度は確保されるものと思っている。

第３回臨時議会

第３回臨時議会が３月26日開かれ、平成19年度の一般会計補正予算、休養施設事業特別会計補正予算などが審議され原案どおり可決されました。主な内容は次の通りです。

●一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ5,927万９千円を追加補正しました。歳入の主なものは特別地方交付税4,956万１千円と一般寄付金１千万円です。

歳出では積立金２件で4,074万円と休養施設事業特別会計への繰出金1,839万７千円が主なものです。

●休養施設事業特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ539万６千円を追加補正し、大浴場設備の改修工事に339万７千円を当てるものが主なものです。